

地域医療構想の推進支援業務委託 仕様書

1 目的

- (1) 少子高齢化の進展とともに、疾病構造や医療需要等の急速な変化が見込まれ、将来的には医師数の減少見込まれる中、各圏域において、病床機能報告の情報等を活用した各医療機関の病床の機能や将来担うべき役割などの議論が進められてきた。
また、昨今のコロナ禍は、医療提供体制に大きな影響を及ぼしており、また、令和6年4月からは医師の働き方改革が開始される。
- (2) こうした動きを踏まえながら、広島県の医療を将来にわたって持続可能なものとするため、広島県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）に基づき、中長期的視点に立った方策を推進していく必要がある。
- (3) そのため、各圏域における医療資源や医療機能の連携（M&Aによるものを含む）等（以下、「再編等」という。）を具体的に推進し、地域医療構想の実現方策を検討する業務について、専門知識と経験並びに実績を有する者に委託する。

2 委託業務名

地域医療構想の推進支援業務

3 業務の主たる実施場所

広島県庁健康福祉局医療機能強化担当
（広島市中区基町 10-52 本館 5階）

4 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月31日

5 業務内容

- (1) 主な委託業務は次のとおり。
 - ① 地域医療構想の実現に向けた支援
 - a. 地域医療構想の実現に向けた具体的な方策の検討
 - b. 関係者会議の開催に係る資料作成
 - ② 医療機関の再編等に対する支援
 - a. 医療機関の再編等の具体化を支援する。
 - b. 経営支援や財政支援が適当な事案については、適切に関係機関へ繋げる。
- (2) 業務従事日・時間
 - ① 業務従事日
平日（月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日を除く。）の中で、県と受託者の間において、業務日を設定する。（原則週3日以上）ただし、業務の進捗状況等に応じて、県と受託者の協議により、休日等を含め業務日を振り替えることができるものとする。
 - ② 時間
原則、午前9時から午後5時までとする。ただし、業務の進捗状況等に応じて県と受託者の協議により、変更できるものとする。

6 業務処理の注意事項

実施に際しては、地域医療構想を十分に理解し、地域医療構想に資する医療機能の分化及び連携を促進するための助言を行うこと。

また、業務の遂行にあたっては、県と十分に意思疎通を図りながら行うとともに、次の点に留意し、円滑に業務を実施すること。

- (1) 本業務を履行しうる十分な能力及び経験を有する人材を配置すること。
- (2) 当該業務に必要な電話・ファックス・コピー機は県が用意し、業務を行う執務室の賃料・電話料・光熱水費についても県が負担する。それ以外に必要な備品の調達費用（パソコン及びインターネット環境の整備に必要な費用は除く）及び交通費は契約金額に含むものとする。
- (3) 業務従事者の労働条件については、受託者の就業規則の定めるところによる。
- (4) 必要に応じて、会議・打ち合わせ等で使用する資料の作成や会議・打ち合わせ等に出席（県庁舎外も含む）して説明すること。《月3回程度を想定》
- (5) 会議・打ち合わせ等は適宜実施するものとし、議事録については業務従事者がとりまとめを行い、次の会議や打ち合わせまでに確認ができるようにすること。
- (6) 本仕様書に記載された業務内容にとどまらず、県にとって有益な情報の提供や効率的運営に寄与する提案を積極的に行うこと。

7 留意事項

(1) 機密の保持

受託者は、業務の実施に伴い知り得た県及び関係機関の機密情報並びに業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 業務内容の変更

業務の実施過程において、本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者と協議の上、仕様を変更する場合がある。

(3) 再委託

受託者は、業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとに、再委託先の概要及びその体制と責任者、業務の範囲、再委託を行う理由、予定金額を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。

(4) 費用負担

契約の締結、業務の遂行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受託者の負担とする。

(5) 疑義

この業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

(6) その他

(1)～(5)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。